



i can

international campaign
to abolish nuclear weapons



United Nations Office
for Disarmament Affairs



must be **ZERO.**



X BIOLOGICAL WEAPONS

Banned under the Biological Weapons Convention

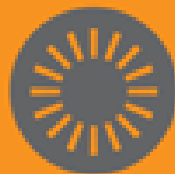
1972



X CHEMICAL WEAPONS

Banned under the Chemical Weapons Convention

1993



X LAND MINES

Banned under the Anti-Personnel Mine Ban Treaty

1997



X CLUSTER MUNITIONS

Banned under the Convention on Cluster Munitions

2008



NUCLEAR WEAPONS

NOT YET BANNED BY TREATY



2017 核兵器禁止条約 交渉会議

- 国連総会決議 71 / 258
核兵器の全廃につながるような、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書 (=条約) を交渉する国連会議
- コア・グループ
共同提案国 オーストリア、ブラジル、アイルランド、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカ
+ I C R C
- 会議の日程
3月27日～31日
6月15日～7月7日

核兵器禁止条約とは？



核兵器のない世界への道筋

核兵器禁止(先行)条約

強力な禁止規範

核保有国の参加は必須でない
廃棄・検証は別途定める

人道・人権の原則

禁止する

廃棄する

検証する

核なき世界

包括的核兵器(禁止)条約

核保有国の参加が必須

強力な廃棄・検証過程

3月会期(3/27-3/31)

- 手続き規則等(コンセンサスへ努力→2/3多数の投票)の採択、役員選出等
- ハイレベル・セグメント(被爆者の証言を含む)
- トピック1 原則と目的、前文の要素
- トピック2 中核的禁止事項
- トピック3 制度上の取り決め

これまでの条約

●化学兵器禁止条約（1993年）

(1) 開発、生産、取得、貯蔵、保有、委譲、使用と使用の準備ならびに

これらの援助、奨励、勧誘を禁止。

(2) 廃棄

●対人地雷禁止条約（1997年）

(1) 使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲ならびにこれらの援助、奨励及び勧誘を禁止。

(2) 廃棄

どのような条約になるのか

●核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)の提案

(1) 開発、生産、実験、取得、貯蔵、委譲、配備、使用の威嚇、使用ならびに

これらの援助、融資、奨励、勧誘を禁止。

(2) 完全廃棄の義務とその枠組みを規定。

廃棄の実務事項は追って議定書で定めることも可能。

(3) 被害者・生存者の権利保障、環境破壊への対処、国際協力

何を禁止するのか—主な論点

(1) 使用(と威嚇)の禁止

「いかなる状況でも」違法とするのか

—1996年の国際司法裁(ICJ)「**一般的に違法**」

(2) 「核の傘下」の国々に関する行為

「核戦争の計画への参加」

「核兵器の標的設定への参加」

「核兵器を搭載艦船の寄港ならびに領海通過」

「航空機の領空通過」「核兵器の領土内通過」

「援助、奨励、誘導」

日本にとっての論点

【被爆国として】

- 核兵器に関する「価値を転換」する条約
- 条約に「Hibakusha」への言及を

【交渉に参加するか】

- 不参加なら、NPT6条の「誠実交渉義務」違反
- 「核兵器国と非核兵器国の橋渡し」？

【条約は日本抜きでも成立する】

- どのように条約に「日本を入れていく」のか
- 核の役割の縮小？拡大？
 - 一北朝鮮情勢、トランプ政権、防衛大綱の改訂

核兵器禁止条約への懐疑論

(1) NPTと矛盾する

● NPT第6条(核軍縮)履行＝禁止条約

(2) 安全保障を軽視している

● もし使用されたら？ > 非人道的破滅

(3) 核保有国の入らない禁止条約は意味がない

● 保有国が入らなくても、規範を作り、圧力となる